

5. 温泉の役職

- 湯之助 (主) 温泉全体の統括者、長谷川家が世襲
元禄2年(1689)まで唯一の湯坪所有者
湯銭徴収、運上金上納(64匁5分)
- 御茶屋守 (副) 御茶屋の管理者、井上家が代々世襲
1689年に新湯開発
新湯の湯銭徴収、運上金一部負担(21匁5分)
(『松江市史 史料編』7、二章67)

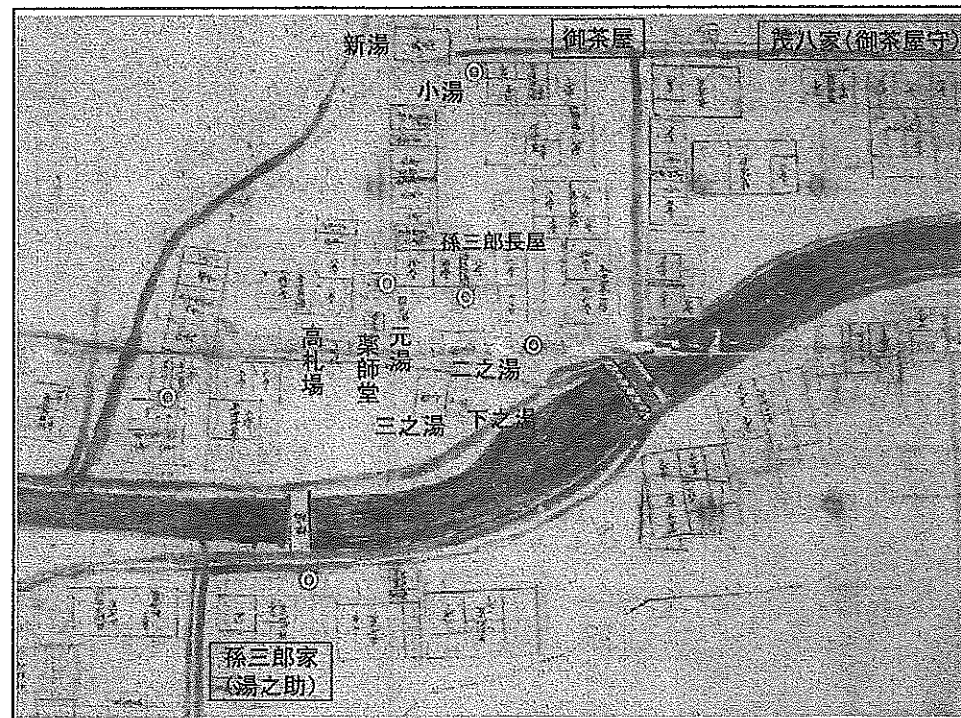
=二人の温泉資源の所有者
湯坪管理 ⇔ 湯銭徴収 湯宿を統制

⑨

6. 温泉の空間

- 「上御入湯御用御宿割図」(松江市蔵)
- 19世紀前半
- 藩主入湯時に家臣団を湯宿に分宿させるために作成されたものか。
- 宿泊可能な部屋の間取りが描かれる。
- 左上の付箋「御納戸衆」「御作事所」
- 藩主側近の組織名称
⇒各湯宿にこの付箋を貼り付けてこの図を用いたか？

⑩



⑪

- (上が東)
- 橋の東側に小さな広場
- そこに、高札場・薬師堂・元湯(小さい)、
右手に、二之湯・三之湯・下之湯(1部屋の建物)
→湯宿から入りに来る=共同浴場
- 「孫三郎長屋」の観察
一〇畳・六畳・八畳・六畳のほかは土間、
さらに「小湯」が二つ付属

⑫

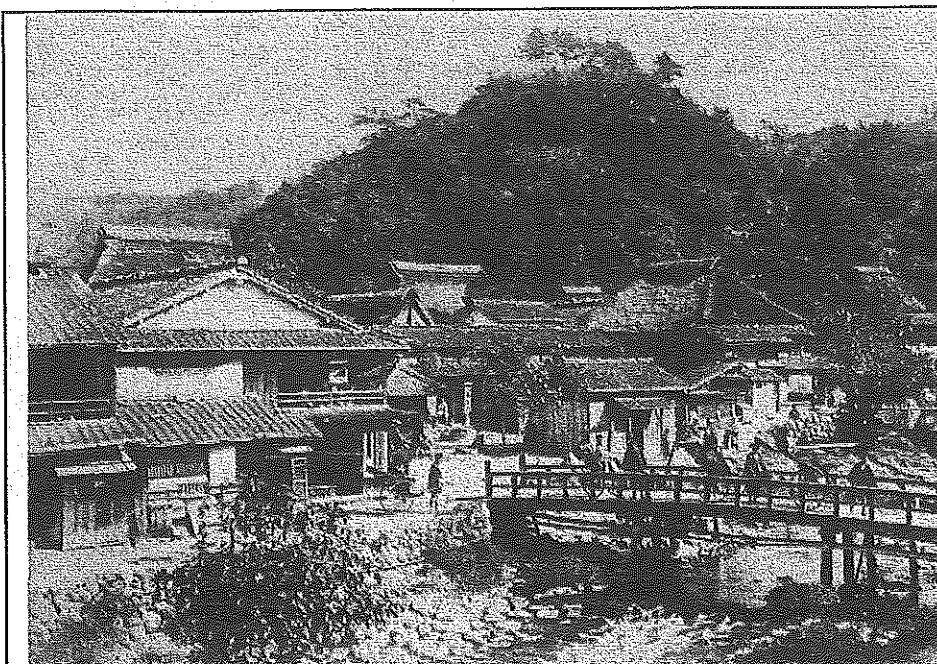
19世紀前半 玉造温泉の主な湯宿

	母屋	二階	長屋	小湯	畳数合計
東七	8, 6	10, 12	8, 6, 3, 3		54
善十	8, 6	12	8, 6, 6, 2.5		48.5
伴助	8, 6		4, 5.5, 6, 7, 3, 継足長屋6		45.5
惣四郎	6, 6, 6		6, 10, 7, 3.5		44.5
孫三郎(湯之助)	8, 6		10, 6, 8, 6	2	44
太十	8, 6	6, 8	8, 4.5	1	38.5
茂八(御茶屋守)	8, 6		6, 4, 西長屋6, 4, 6, 2	1	32
茂左衛門	8, 6, 6		6, 4.5		30.5
為蔵	6, 8, 6, 4.5, 4.5				29
定十	8, 6	6, 4.5, 2			26.5
徳右衛門	6, ?		8, 3, 3, 6		20~28

数字は畳数

湯之助; 最も経営規模が大きいわけではない、それ以上の湯宿が四軒。
特に最大規模の東七は、湯之助に替る役割を藩主入湯の際に果たす(後述)
一定程度規模以上の湯宿が一軒あり、そのうちの四軒は二階建て
図を見ても湯宿は、四つの湯坪と御茶屋の間の空間を中心にして密集。
→小都市的な景観を形成

(13)



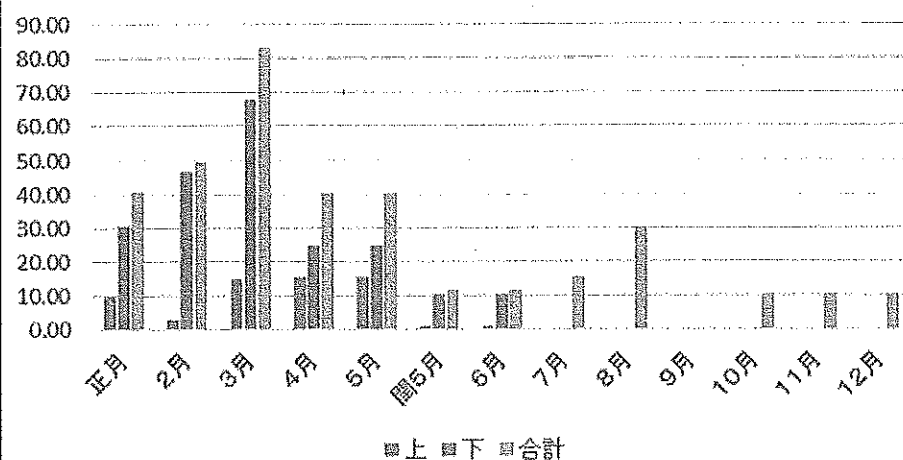
明治中期の玉造温泉

出雲玉造資料館蔵

(14)

7. 温泉利用の実態

元禄7年(1694)月別湯銭収入



(15)

(1) 元禄7年(1694)月別湯銭収入

グラフの見方

- 各月の棒グラフの「上」が二之湯の、「下」が三之湯と下之湯の湯賃
- 二か月もしくは三か月分の湯賃のみ記されている場合は、均等に割って各月の湯賃をグラフに表示
- 九月の湯賃は不明
- 湯之助分のみか

グラフから読み取れること

- 夏と冬の利用者が最も少ない → 現代との違い。兼業かも。
- 武士の利用が最も多かったのは3月から5月にかけて
- 百姓・町人などの利用のピークは2月と3月
← 百姓は農繁期と関係?

(16)

(3) 享和3年(1803)湯之助長屋の再建問題

(史料編IV二章74、「湯之助文書」152)

湯之助;長屋再建のため銭138貫余の拝借願い

北隣の伴助敷地の借用願い

伴助 ;長屋増築を計画、材木も用意

湯之助の敷地借用願いを断る。

結果

①湯之助が増築したい部分は伴助が建てる。

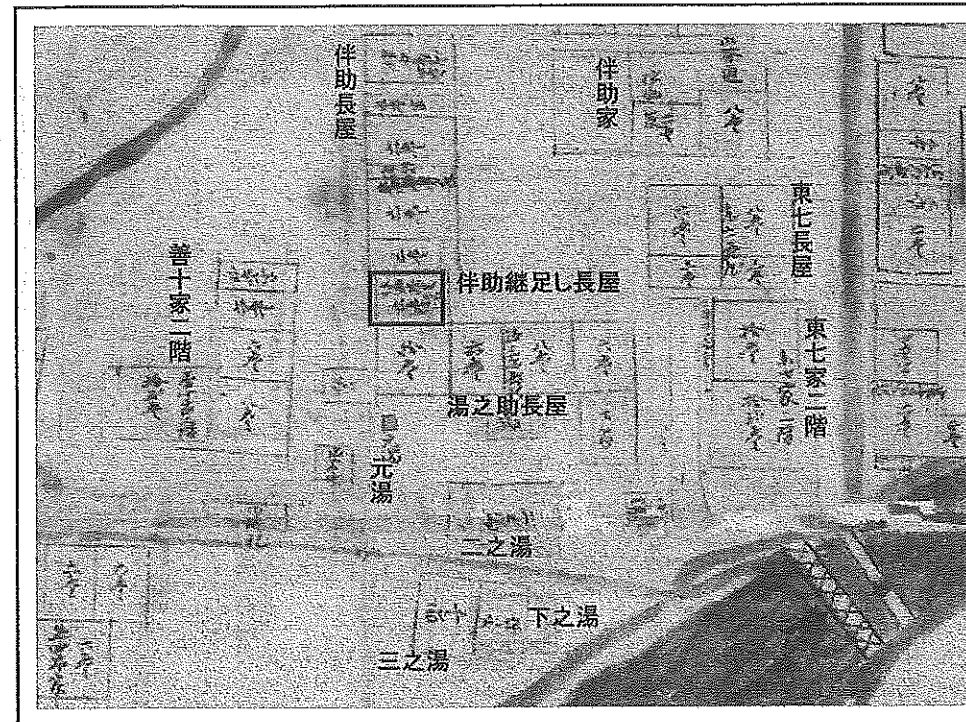
②湯之助が御用宿を勤める時は湯之助長屋からの部屋続きの間として使用する。

③平常は伴助が一般の温泉客を泊める。

⇒湯之助と伴助の経済力が対照的。

湯之助の希望は実現していない。

(25)



(26)

(4) 天保13年(1842)御茶屋守井上の新湯坪願い

湯宿仲間メンバーの多様な意見

①新湯坪ができたらしさわりがある。

②全く支障はない。

③自分も新湯坪願いを出したい。 (史料編IV二章76)

湯之助の意見;反対 結果;許可 (清厳寺文書47-1)

⇒湯之助の意向が通らくなっている。

(5) 明治3,4年(1871,2)湯之助による新湯坪不許可願い

明治2年7月に2人に新湯坪許可、同3年夏に3人に分け湯坪許可

→元湯からお湯が出なくなった。〈資源の過剰な利用〉

これ以上湯坪許可を出さないように松江藩に願い出て認められる。

明治4年8月に新たに2人から新湯坪許可願い。湯之助は不許可

を松江県に願い出て認められる (『湯之助文書』下、史料107)

⇒自然資源(湯)の保全に関しては湯之助を中心とした枠組は維持。

(27)

おわりに—自然の恵みと付き合う絆のあり方

17世紀末~18世紀後半

湯坪2つ、共同浴場、湯治

①藩主を中核とし、平常の身分秩序にしたがって利用。

②家臣団の分宿負担 ⇒ 藩主入湯時期以外の湯宿営業

③温泉の統括 (主)湯之助 長谷川家

(副)御茶屋守 井上家

18世紀末以降の変化

湯坪14、湯坪付き宿屋も、2日利用も

①湯坪の増加 ⇒ (入湯者の増加?) 観光の誕生

②湯之助長谷川家の経済力=発言力相対化

③湯宿仲間内部の利害対立が表面化

④ただし、湯之助を中心とした枠組みは同じ。

自然資源の保全と持続的利用という共同利益

(28)

